

長野県軽井沢町における貸切スキーバス転落事故に対する見解

2016年1月25日

全日本交通運輸産業労働組合協議会
(交 運 労 協)

1月15日午前1時59分頃、長野県軽井沢町の国道18号線において貸切スキーバスが崖下に転落し、15名が死亡し、26名が負傷するという痛ましい事故が発生した。運転手2名はもとより、亡くなられた13名全員が輝かしい未来が待ち受けていたであろう大学生であったことは、痛恨の極みであり、慚愧に堪えない。

お亡くなりになられた方々のご冥福と、ご遺族の皆様に対してお悔やみを衷心より申し上げるとともに、負傷された方々の一日も早いご回復をお祈りし、被害に遭われた皆様に対して心からお見舞いを申し上げますものである。

交運労協は、2012年4月29日に発生した関越自動車道における高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省内に設置された会議・検討会等において、バスの安全性向上に向けた議論に積極的に参画してきた。

その結果、2013年4月に「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」が策定されるとともに、同年8月には「高速ツアーバスから新高速乗合バスへの移行」や「過労運転防止のための交替運転者配置基準の全面適用」が実施された。また、2014年4月からは、安全と労働環境の改善コストを反映した「貸切バスの新たな運賃・料金制度」がスタートした。

まさに、貸切バスの信頼回復に向け、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を含め、行政・事業者・労働組合が一体となって取り組んでいる最中でありながら、またしても悲劇は繰り返された。

運転手の健康状態や事故原因は事業用自動車事故調査委員会が調査中であるが、運転手の健康診断の未受診や点呼の未実施など、目を追う毎にバス会社の運行管理の杜撰な実態が明らかになってきている。

また、ツアーを募集した旅行会社が法定基準の下限額を下回る運賃で発注しているなど、受注したバスの運行会社の責任はもとより、「貸切バスの新たな運賃・料金制度」を平然と無視する一部の悪質な旅行会社の存在は徹底的に指弾されなければならない。

交運労協は、行政に対して、事故原因の徹底的な究明を求めるとともに、安全運行を担保するために措置された諸制度を真に実効性のあるものとするために監査体制のさらなる強化を求めて行く。

交運労協は、生命の重さを噛みしめながら、安全輸送の確立に向け、すべての構成組織が一丸となって全力で取り組んで行くものである。

以 上